

1. 福岡市文化芸術振興計画の策定にあたって

策定の目的等

- ・2008年に「福岡市文化芸術振興ビジョン」を策定し、これまで同ビジョンに基づき、総合的に、様々な施策を実施することで文化芸術施策を推進してきた。
- ・同ビジョンは策定から10年が経過し、文化芸術を取り巻く社会経済情勢や国の動向なども大きく変化していることから、時代の変化に対応しつつ、より一層の文化芸術の振興を図っていくため、今回、同ビジョンの後継計画となる「福岡市文化芸術振興計画」を策定する。

2. 策定の背景

(1) 社会経済情勢の変化

- 人口減少社会の急速な進展と少子高齢化
- グローバル化の進展とインバウンドの増大
- 情報通信技術等の一層の進展
- 文化芸術の社会的役割の拡大
- 2020年東京五輪、2021年世界水泳など国際スポーツ大会等の開催

(2) 福岡市の文化芸術の現状

- 豊富に残された歴史文化資源の活用への期待
- クリエイティブ関連分野の集積を背景とした独自の創造活動が行われやすい環境
- 文化芸術分野のNPO法人が増加するなど文化芸術振興の担い手の多様化
- 様々な文化施設に関する観光・集客や地域コミュニティの拠点としての役割強化への期待

(3) 国の動向

①文化芸術基本法（文化芸術振興基本法の一部改正〈2017年6月〉）

- ・教育、福祉、国際交流、観光、産業等の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込む。
- ・国が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定。

◆文化芸術推進基本計画（第1期 2018～2022年度）〈2018年3月〉

- ・文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方向性を示す。

②文化財保護法の一部改正〈2018年6月〉

- ・文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。
- ・地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力を強化。

(4) 福岡市の方針

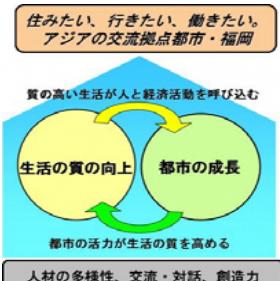
○第9次福岡市基本計画

〈都市経営の基本戦略〉

- (1) 生活の質の向上と都市の成長の好循環を創り出す
- (2) 福岡都市圏全体として発展し、広域的な役割を担う

○文化芸術振興関連施策

- [施策1-4] 心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり
- [施策5-1] 観光資源となる魅力の再発見と磨き上げ
- [施策5-2] 緑と歴史・文化のにぎわい拠点づくり
- [施策7-2] 創造的活動の基盤となる文化芸術の振興
- [施策7-3] 個人の才能が成長を生む創造産業の振興



3. 福岡市の文化芸術政策の課題

(1) 市民生活の質の向上に向けた課題

①子どもたちの創造性やコミュニケーション能力の育成

子どもたちの創造性やコミュニケーション能力等を育むため文化芸術に触れ合う機会が必要。

②多様性の尊重と共生に向けた社会参加の促進

文化芸術を活かして障がいのある人や高齢者等が社会参加できる機会をつくることが必要。

③地域の歴史文化資源を活かしたコミュニティの活性化

地域コミュニティの再生や活性化に向けて、地域の歴史文化資源の再認識や継承が必要。

(2) 都市の成長に向けた課題

①文化芸術を通じた交流・融合による新たな価値の創出

アジアとの交流ネットワークやクリエイティブ関連分野の集積等を活かし新たな価値を創出する取組みが必要。

②歴史文化資源の磨き上げによる魅力向上

都市の魅力向上のため、福岡市のアイデンティティを形づくる歴史文化資源の磨き上げが必要。

③文化芸術や歴史文化を活かした観光・集客の促進

観光・集客の促進のため、福岡市の文化芸術や歴史文化の魅力の国内外への発信、体験機会の創出が必要。

(3) 文化芸術を担い支える環境・仕組みの課題

①各種文化施設の適正な役割分担と連携による施策の推進

鑑賞・活動等の場の提供に加え地域コミュニティや観光・集客の拠点としての役割を充実させていくことが必要。

②多様な主体の適正な役割分担と連携による施策の推進

多様な主体が適正に役割分担し連携することで、一体的に施策を推進することが必要。

4. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

○福岡市文化芸術振興計画

- ・福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画の文化芸術振興に関する行政分野別計画として策定
- ・文化芸術基本法に定める「地方文化芸術推進基本計画」として策定

○福岡市の歴史・文化財の基本方針・個別計画

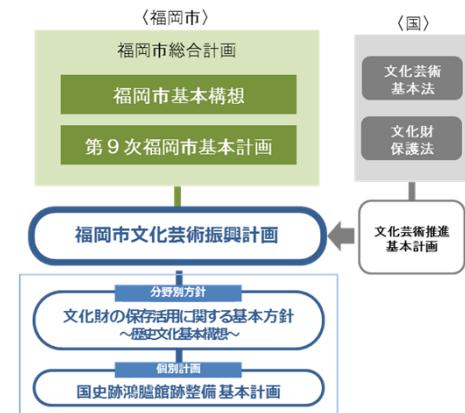
- ・福岡市文化芸術振興計画の歴史・文化財に関する分野別方針として「福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針～歴史文化基本構想～」を策定
- ・上記方針の個別計画として「国史跡鴻臚館跡整備基本計画」を策定

(2) 計画期間

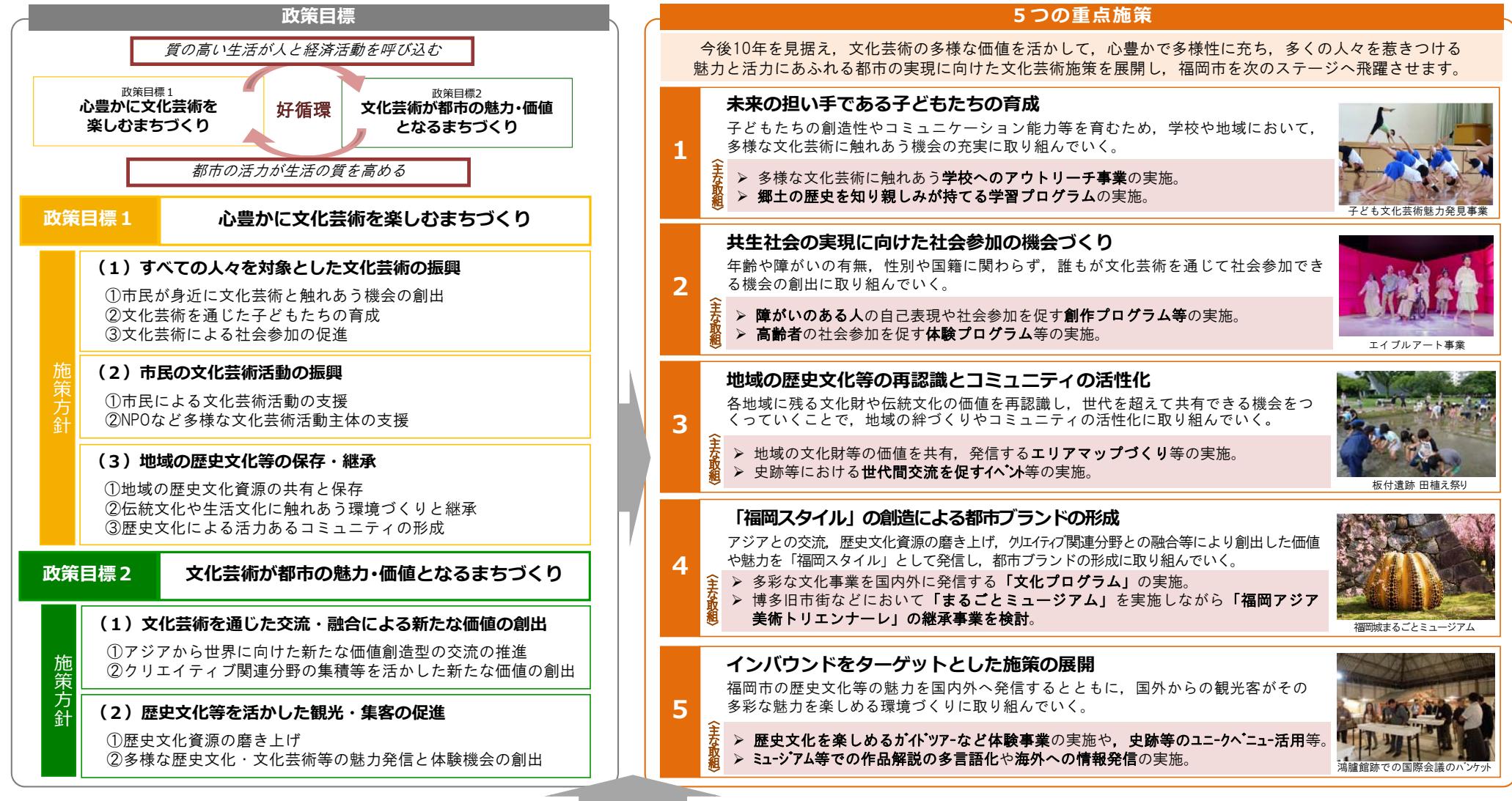
2019年度から2028年度までの10年間
(中間年で評価を実施)

(3) 推進体制

計画の総合的な推進のため関係部局で構成する府内連携組織「文化芸術振興推進本部」を設置



5. 福岡市文化芸術振興計画の体系



環境・仕組みづくり

